



定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成29年3月13日付平教教
教収第150号により小平市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年3月31日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 浅 倉 成 樹

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成28年12月28日付平監発第32号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

1 契約事務について

《指摘事項①》

主管課における業務委託契約で、契約書に約款がないもの（教育総務課）

【措置等①】

「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」を必ず決裁に付け、決裁の過程で確実にチェックすることとしました。

《指摘事項②》

主管課における物品供給契約（新聞の購読契約）で、請書の内容と異なる支払い条件で支払いがされているもの（教育総務課、指導課、小・中学校）

【措置等②】

支出負担行為及び支払いの根拠となる請書の重要性と、契約内容に基づく適正な事務の執行について、課内で周知を図るとともに、請書の徴収時に「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」を活用し、契約内容の確認を徹底することとしました。

また、学校においては、学務課で作成している「実務手引書」の請書作成におけるチェック項目一覧の確認を徹底するとともに、支払いは原則履行後払いであり、通常と異なる場合は必ず請書の支払い条件を確認することとしました。

《指摘事項③》

主管課における物品供給契約で、請書に約款の記載がないもの（教育総務課）

【措置等③】

支出負担行為及び支払いの根拠となる請書の重要性と、契約内容に基づく適正な事務の執行について、課内で周知を図るとともに、請書の徴収時に「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」を活用し、契約書類の確認を徹底することとしました。

《指摘事項④》

主管課における賃貸借契約及び業務委託契約に係る契約書に、暴力団排除に関する特約条項又は環境により良い自動車利用に関する特記仕様書のないもの（教育総務課、学務課）

【措置等④】

「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」を必ず決裁に付け、決裁の過程で確実にチェックすることとしました。

《指摘事項⑤》

主管課における修繕契約及び運搬契約について、請書に収入印紙の貼付がないもの（小・中学校）

【措置等⑤】

学務課で作成している「実務手引書」の請書作成チェック項目一覧を確認し、修繕契約及び運搬契約については、請書に収入印紙を貼付することを徹底することとしました。

《指摘事項⑥》

主管課における物品供給契約で、請書に契約年月日・納入期限の記入のないもの、請書の納入期限の年月日の訂正に訂正印がないもの（小・中学校）

【措置等⑥】

学務課で作成している「実務手引書」の請書作成チェック項目一覧を確認し、請書の必要項目の確認を徹底することとしました。

また、訂正が必要な場合は、業者から訂正印をもらうことを徹底することとしました。

《指摘事項⑦》

主管課における運搬契約について、2人以上の者から見積書を徴取していないもの（小・中学校）

【措置等⑦】

学務課で作成している「実務手引書」の請書作成チェック項目一覧により、契約時に注意することの確認を徹底することとしました。

2 備品管理事務について

《指摘事項①》

登録備品について、所在が確認できないもの（教育総務課、学務課）

【措置等①】

小平市物品管理規則第32条及び備品事務の手引きに基づき、毎年度実施する備品調査において、担当者を含め複数の職員で行うなど、事務処理に遺漏のないよう点検を徹底することとしました。

また、学校にある登録備品については、学校にヒアリングを行い、登録備品の確認を行うとともに、備品の購入等実績に基づき、毎年度の登録備品のチェックを確実に行うこととしました。

3 臨時職員任用事務について

《指摘事項①》

任用通知書の勤務時間が守られていないもの（指導課）

【措置等①】

任用通知書の勤務時間を遵守することを、学校への通知文及び管理職への説明会で周知徹底することとしました。

また、勤務実績報告書の様式を変更し、任用通知書の勤務時間の記載欄を設けるとともに、勤務時間を遵守する旨を明記しました。